意見公募手続（パブリックコメント手続）フロー図

計画等の案の策定

（審議会併用の場合）

審議会への諮問

意見公募手続実施の周知（予告）

（ホームページ、広報紙等で実施予告）

計画等の案の公表

意見等の募集
（郵便・FAX・メール・直接提出）

20日間
以上

【意見公募の時期】
・最終的な意思決定を行う前の適切な時期
【公表方法】
・ホームページ、実施機関が指定する場所での閲覧、その他実施機関が適当と認める方法
【公表するもの】
・計画等の案（相当量に及ぶときは、担当課での閲覧のみとし、その概要や一部省略したものを公表することができる）
・当該計等の案を理解するための必要な資料
【意見公募期間】
公表の日から20日以上

審議会の答申

提出された意見等の検討

計画等の意思決定

・提出された意見、審議会の答申を踏まえ、計画等を決定する

検討結果の公表

【公表内容】
・提出された意見等の概要とそれに対する市の考え方
・計画等の案を修正した場合はその内容
【公表方法】
・計画等の案の公表方法に準ずる